平成２１年（フ）第８８６号
北九州市小倉北区三郎丸２丁目８番34―402号
破産者　宇都宮朱希子（旧姓立花）
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第１２３５号
熊本市長嶺南６丁目１番７―303号
破産者　渡邊　敬子
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４７６号
熊本市白藤１丁目20番１号　合志ハイツ103号
破産者　島田　秀一
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２００号
熊本県宇土市新松原町12番地３、前住所熊本市花園４丁目３番45号　スカイハイツ101
破産者　福山亜矢子
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２７９号
沖縄県浦添市宮城１丁目４番５―306号　第２千代松アパート
破産者　佐藤　卓郎
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１０１０号
札幌市北区北20条西７丁目１番32―403号
破産者　相澤　浩尚
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８８０号
札幌市東区北10条東２丁目１番20―407号
破産者　坂本　　孝
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７号
北海道虻田郡倶知安町北１条東２丁目18番地
破産者　上正路仁実
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第４６号
青森県上北郡おいらせ町三本木78番地９
破産者　二本柳葉子
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第６３８号
埼玉県八潮市大字大曽根732番地
破産者　眞島　則夫
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６０９号
静岡県沼津市岡一色35番地の１　シャルマンコーポ沼津606、前住所静岡県沼津市下香貫林ノ下1937番地の30
破産者　杉山　春樹
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
滋賀県甲賀市水口町名坂1149番地３―202号、開始決定時の住所滋賀県甲賀市水口町山710番地84
破産者　中村　幸男
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７８号
広島県福山市春日町２丁目11番29号　レオパレス春日106、開始決定時の住所広島県福山市引野町東15―23
破産者　神垣　重夫
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２９９号
宮崎県日南市梅ケ浜１丁目６番１―202、開始決定時宮崎県日南市中平野１丁目11番地２
破産者　吉澤　一郎
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３８７号
札幌市東区北５条東11丁目16番地２　ロイヤルシャトー北５条501号、開始時の住所宮崎市田代町179番地１　エラン宮崎Ⅰ番館803号
破産者　黒川　　勉
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２２年（フ）第１３０３４号
神奈川県横須賀市津久井２丁目11―36
破産者　宮野美知子
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３０３８号
東京都葛飾区堀切６丁目13―６―102
破産者　堀　　貢三
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３０４３号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目26―１―203
破産者　三澤　　隆
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３０４４号
東京都葛飾区西水元５丁目１―15―102
破産者　木村　吉衛
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３０４６号
東京都足立区千住５丁目９―８―２Ｆ
破産者　中嶋　三畝（旧姓坂井）
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３０４８号
東京都台東区東上野６丁目４―９―501
破産者　矢作　幹三
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

第明治三十三種郵便物認可